1002-14-01

一般社団法人日本原子力学会

再処理・リサイクル部会運営小委員会細則

平成28年9月7日　第31回再処理・リサイクル部会全体会議承認

（目的）

第１条　本細則は「再処理・リサイクル部会規約」（1002-14）第1条，第3条および第6条に基づき，再処理・リサイクル部会（以下，「部会」という）内に設置する運営小委員会の構成および運営委員の選任方法について定めるものである。

（構成）

第２条　運営小委員会は部会長と部会長以外の運営委員約20名で構成する。

２　運営小委員会は，以下の各号に揚げる担当運営委員を設ける。

（１）部会長

（２）副部会長（2名以内）

（３）庶務担当委員

（４）企画担当委員

（５）広報担当委員

（６）会計担当委員

（７）会計監査担当委員

（８）幹事

　　（運営小委員会が必要と認めた場合に幹事を置くことができる）

３　部会の運営を支援するため，部会長経験者を顧問，運営委員経験者を参与とする。

（任期）

第３条　運営委員の任期は2年として留任は妨げない。

２　任期途中で運営委員を追加または交代する場合には，候補者を運営小委員会にて審議したのち，部会員または部会全体会議に報告して了承を得る。新たに選任された運営委員の任期は他の委員の残りの任期と同じとする。

（選挙）

第４条　運営委員の選任をおこなうため，部会員による選挙をおこなう。

（選挙管理小委員会）

第５条　選挙を公正に執行管理するため，部会に選挙管理小委員会を置く。

２　小委員会は，適切な時期に選挙管理小委員会を発足させねばならない。

３　選挙管理小委員会は，次の各号にあげる委員によって構成し，運営委員の選挙に必要な業務をおこなう。

（１）選挙管理小委員会委員長 1名

（２）選挙管理委員 2名

４　選挙管理小委員会委員長は運営委員の互選により選任し，選挙管理委員は選挙管理小委員会委員長が部会員から選任する。

（候補者の推薦）

第６条　運営委員の候補者は，部会員であって他に部会員2名以上が推薦する者とする。ただし，候補者が定員に満たない場合は運営小委員会が推薦する者も候補者とする。

２　運営委員の候補者の推薦は，部会長候補者と部会長以外の運営委員候補者に分けておこなう。

３　選挙管理小委員会委員長および選挙管理委員は，運営委員の候補者になることができない。

（選挙方法）

第７条　選挙は，部会長候補者と部会長以外の運営委員候補者に対してそれぞれ信任投票方式で，はがき，電子メール等による投票方法でおこなう。

２　部会員は候補者に対して，信任票，不信任票，棄権票のいずれかを投ずる。

３　部会員が候補者に対して，不信任票および棄権票のいずれも投じない場合は信任票を投じたものとする。

４　信任票の多い候補者を順に当選者とする。

５　部会長以外の運営委員の役割は，運営委員間の互選により決定する。

（選挙結果の報告）

第８条　選挙管理委員長は，運営委員の選挙後，その結果をすみやかに部会員ならびに部会全体会議に報告しなければならない。

（担当運営委員）

第９条　本細則に関し，選挙管理小委員会の発足その他について，主に庶務担当運営委員が発議の任にあたる。

（例外処理）

第10条　本細則および関連する規則類に定めのない事態が生じたときは，運営小委員会あるいは選挙管理小委員会は，関連する規則類の趣旨を尊重して適切な措置を取ることができる。ただし，部会全体会議に報告し，その了承を得なければならない。

（改定）

第11条　本細則の改定は，再処理・リサイクル部会運営小委員会が起案し，再処理・リサイクル部会全体会議の承認を得たのち，部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

附則

１　平成24年3月21日　第22回再処理・リサイクル部会全体会議制定，同日施行

２　改定履歴

　　①　平成15年6月9日　「再処理・リサイクル部会内規」として第5回部会総会制定

　　②　平成19年3月28日　第13回部会総会改定

③　平成24年3月21日　学会管理の内規に変更。第22回再処理・リサイクル部会全体会議制定

④　平成26年9月9日　 第27回再処理・リサイクル部会全体会議承認，平成27年2月26日　部会等運営委員会メール報告，平成27年3月18日　第7回理事会報告

⑤　平成28年9月7日　「再処理・リサイクル部会運営小委員会細則」に変更　第31回再処理・リサイクル部会全体会議承認，平成29年3月15日　部会等運営委員会メール報告，平成29年3月21日　第7回理事会報告

附則

１　平成26年9月9日承認の内規は，再処理・リサイクル部会全体会議承認の日から施行する。

２　平成28年9月7日承認の細則は，再処理・リサイクル部会全体会議承認の日から施行する。